

平成28年熊本地震に関する緊急要望

平成28年4月21日

熊本県町村会
全国町村会

平成28年熊本地震に関する緊急要望

4月14日に最大震度7を観測した熊本県熊本地方を震源とする「平成28年熊本地震」は、16日未明にはマグニチュード7.3の本震が発生。その後も震度6強を含む余震が700回近く起き、さらに震源が大分県や熊本県八代方面でも観測されるなど、拡大の様相すら見せている。

この地震により熊本県を中心に50人を超える死者・行方不明者、1100人に及ぶ重軽傷者を数えるとともに、多くの家屋・公共施設の倒壊や道路・橋梁の崩壊など、人的・物的被害は甚大なものとなっている。電気・ガス・上下水道等の生活インフラ、道路・鉄道・新幹線・航空路線などの交通インフラにも激しい被害があり、機能の回復もままならない状態である。

こうした中、熊本県、大分県、福岡県、宮崎県で最大20万人近くが避難生活を余儀なくされ、現在でも10万人以上が不便な避難生活を強いられている。

被災町村では、余震が頻発する中、被災者の救命・救助、避難者の救護、被害状況の把握に不眠不休で当たっているところであるが、対策本部となるべき役場庁舎自体が地震被害で機能を喪失している自治体もある。

被災町村は中山間地域も多く、財政基盤も脆弱であり、災害救助・復興、被災者の生活支援をはじめ、地域の生活基盤を速やかに回復していくためには、国による万全な支援が不可欠である。

よって国においては、以下の事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 行方不明となっている方々の早期発見・救出に全力を挙げること。
2. 避難所等への飲料水、食料、医薬品、生活用品等の確保・早期送達を行うこと。

3. 電気、ガス、上下水道等の生活インフラ、道路、鉄道、航空路線等の交通インフラの早期復旧に全力を挙げること。
4. 今回の地震を、災害対策基本法の指定する激甚災害として早期に指定すること。
5. 被災町村における仮設住宅の早期建設、被災者の住宅の再建等に向け、全面的な支援を行うこと。
6. 家畜舎、園芸施設等、農業関係にも甚大な被害が生じ、今後の生産等への深刻な影響が懸念されることから、被災生産者等への十分な支援措置を講じること。
7. 役場庁舎の損壊により喪失している行政機能の回復をはじめ、被災した公共施設の早期復旧に十分な財政支援措置を講じること。
8. 大量に発生する災害廃棄物の処理について、特段の支援措置を講じること。
9. 普通交付税の繰上げ交付を行うとともに、特別交付税による十分な措置を講じること。
10. 災害復旧事業の財源となる地方債の所要額を確保するとともに、交付税措置の拡充を図ること。
11. その他、被災者の一日も早い生活再建について、迅速かつ万全の支援を行うこと。

平成 28 年 4 月 21 日

熊本県町村会長
荒木泰臣

全国町村会長
藤原忠彦